



消費生活

サポーター通信

令和5年度第10号

今月のテーマ

フィッシング詐欺 に注意!

事例

マイナポイント事務局
 件名：ポイントプレゼントのお知らせ
 内容：
 マイナポイントがさらに
2万円分もらえます！
 お申込みは下のボタンから↓

お申込み



そうなんだ！
入力って…

- ・マイナポイントをすでに受け取っていたが、さらに**2万円分**もらえるというメールが届いた。
- ・メールはマイナポイント事務局からのものであったので、**正規の連絡**だと思い、記載のURLにアクセスした。
- ・クレジットカードの番号などの個人情報を入力する欄が表示されたので、入力した。
- ・しばらくして、クレジットカード会社から**第三者に5万円使われた**と連絡があった。

カード会社

第三者に使われています！



5万円も!?

アドバイス



ちょっと待って！ そのメール、偽物かも？



フィッシング詐欺対策のチェックリスト

フィッシング詐欺とは

実在する事業者名を装うメールやSMS（ショートメッセージ）で本物そっくりの**偽サイト**に誘導し、IDやパスワード、クレジットカード情報などの**個人情報**を盗み取る**手口の詐欺**です。



- ・事業者や公的機関等のSMSやメールが届いたら
 - 日頃利用していても信用せず、正規のサイトで注意情報を確認する
 - 記載されているURLにはアクセスしない
- ・もしかしてフィッシング詐欺？と思ったら
 - IDやパスワード、クレジットカード番号を入力しない
 - 入力した後に気づいた場合は、カード会社に連絡し、同じパスワードを使い回しているサービスを含め、全て変更する
- ・日頃からの対策
 - セキュリティソフトを活用する
 - クレジットカードやインターネットバンキングの利用明細をこまめに確認する
 - 利用限度額を必要最低限の金額にする

◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし

いやや
188

(お近くの消費生活センターにつながります)



青森県消費生活センター
 マスコットキャラクター
 (消費生活推進大使)
 テルミちゃん
 君 (T.L. M)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する

令和6年1月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)